社会科③　わたしたちのくらしと日本国憲法	組	名前

1　日本国憲法に定められている権利や義務について，次の問いに答えましょう。

(1) 次のア～コは日本国憲法で保障されている権利です。下の文に関係のあるものを選んで（　　）に記号（ア～コ）を書き入れましょう。

ア．個人の尊重，男女の平等　　イ．言論や集会の自由　　ウ．居住や移転，職業を選ぶ自由

エ．思想や学問の自由　　オ．教育を受ける権利　　カ．裁判を受ける権利

キ．健康で文化的な生活を営む権利　　ク．働く人が団結する権利　　ケ．政治に参加する権利

コ．仕事について働く権利

①姉が18才になったので，初めて投票所に行って選挙の投票をした。（　　）

②一人ぐらしのお年寄りの家にホームヘルパーの人が来る。（　　）

③小学校，中学校で使う教科書を児童，生徒に無償で配っている。（　　）

④保育所を整え，小さな子どものいる親も勤められるようにしている。（　　）

⑤自分の考えたことを新聞に投書したり，集まって話し合ったりしている。（　　）

⑥働く時間や賃金について，集まって相談したり要求したりしている。（　　）

⑦親の職業を必ずつぐというのではなく，自分が選んだ仕事についている。（　　）

⑧自分のしたい研究をしたり，自分の考えを本に書いて主張したりしている。（　　）

⑨男の子も女の子も同じクラスで勉強している。（　　）

⑩法律に触れるような犯罪をおかしたとき，だれでも法律にもとづいてさばきを受けることができる。（　　）

(2) 日本国憲法に定められた国民の義務を，三つ答えましょう。

義務	義務	義務

2　日本国憲法とわたしたちのくらしとのかかわりについて，次の問いに答えましょう。

(1) 日本国憲法には，三つの原則があります。次のア～ウの資料と関係のある憲法の原則を，［　　］の中に書き入れましょう。

ア	イ	ウ
 市民の意見を政治にいかすための制度（尼崎市） まちづくり提案箱 まちづくりに対する意見をメールフォームや郵送，専用ポストなどで受けつけている。 車座集会 市長と市民が尼崎市の未来に向けたまちづくりについて，直接対話をしたり，情報の共有化を図ったりする。 市民の意見を反映させるしくみ 市の重要な施策や条例などの案を考えるときに，市民に事前に内容を公表して意見を募集する。 （例：「自治のまちづくり条例」） 教科書p.16「市民の意見を政治にいかすための制度」	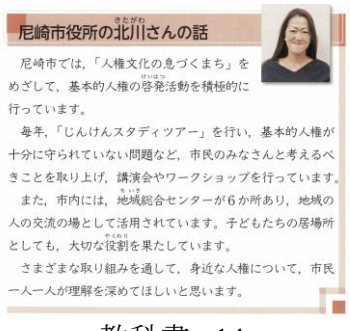 尼崎市役所の北川さんの話 尼崎市では，「人権文化の息づくまち」をめざして，基本的人権の啓発活動を積極的に行っています。 毎年，「じんけんスタディツアー」を行い，基本的人権が十分に守られていない問題など，市民のみなさんと考えるべきことを取り上げ，講演会やワークショップを行っています。 また，市内には，地域総合センターが6か所あり，地域の人の交流の場として活用されています。子どもたちの居場所としても，大切な役割を果たしています。 さまざまな取り組みを通して，身近な人権について，市民一人一人が理解を深めてほしいと思います。 教科書p.14 「尼崎市役所の北川さんの話」	 教科書p.19 「平和をいのる式典」
［　　］	［　　］	［　　］

(2) 最近，あなたが見たり聞いたりしたニュースやできごとで，日本国憲法とかかわりがあると思うものを一つあげましょう。また，どのようなかかわりがあるのか，あなたの考えを書きましょう。

ニュースやできごと
日本国憲法とのかかわり